

令和7年度地域包括支援センターの重点事業について

テーマ 「認知症総合支援業務」

＜選定の趣旨＞

市では「認知症の人にやさしい船橋」を目指し、「認知症初期集中支援チーム」の設置、認知症のご家族同士の「家族交流会」や、地域の集いの場である「認知症カフェ」の開設支援、地域で見守りの体制をつくるための「認知症高齢者徘徊模擬訓練」の実施、「認知症サポーター養成講座」を本市の全職員、市内全小学校において実施するなど様々な取り組みを展開している。また認知症サポーターの活用促進としてチームオレンジの体制整備を進めている。

国においては、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らせる「共生社会」の実現に向けて、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和6年1月1日に施行され、認知症施策の重要性が高まっている。認知症になってもご本人やご家族が安心して暮らせる地域を実現するため、今後益々地域包括支援センターの役割は重要となってくるため、当業務を次年度の重点課題とした。

＜具体的な視点＞

1. 本人の意思を尊重した認知症相談支援の実施

認知症ご本人やその家族等からの相談に対し、本人の意向を十分に尊重したうえで、安心した日常生活を継続できるよう既存のネットワークや個別ケア会議、認知症初期集中支援チーム等を活用し、適切な医療・福祉サービスを提供できているか。

2. 認知症への理解を深めるための普及・啓発

地域における認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェの開設支援、周知など、認知症への理解促進を図るための効果的な取り組みが実践されているか。

3. 地域での見守り体制の構築

地域の支援ニーズや社会資源状況を把握し、地域住民や地域団体、関係機関等と積極的に連携を図り、チームオレンジの体制整備に向けた取り組みやチームオレンジ活動の周知など、安心して暮らせる地域づくりに資する取り組みが実践されているか。

(参考)＜直近5年間の重点事業＞

令和 2 年度 権利擁護業務（高齢者虐待）

令和 3 年度 権利擁護業務（高齢者虐待）

令和 4 年度 権利擁護業務（主に意思決定支援）

令和 5 年度 権利擁護業務（主に意思決定支援）

令和 6 年度 認知症総合支援業務